

青森県報

第三千二百七十九号

平成二十二年
八月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生
道路の指定……………(畜産課) ……一
(建築住宅課) ……一

公 告

林業用種苗生産事業者の登録の変更……………(林政課) ……一
県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……二
右 同……………(上北地域) ……二
右 同……………(県民局) ……三
出先機関……………(同) ……三
道路の位置の指定……………(上北地域) ……三
(県民局) ……三

告 示

青森県告示第五百六十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	十和田市	平成 三・八 五

青森県告示第五百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 日
三沢市大字三沢字堀口七六の九から三沢市大字三沢字堀口二一五まで	二四〇・一〇メートル	一・〇八メートルから二・六八メートル	平成 三・八 三
三沢市大字三沢字堀口一六四の二五九から三沢市大字三沢字堀口二三九まで	二八二・二〇メートル	九・八六メートルから三二・二五メートル	"

公 告

林業用種苗生産事業者の登録の変更

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	登録番号	登録年月日	生産事業者	生産事業の内容	事業所	年月日更
九四	昭和零六 三一九	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地	平成三・六・六
江刺家栄造	蛭沢正勝	上北郡東北町字塔ノ沢山四九六の一	採取精選	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	東北町森林組合	上北郡東北町字塔ノ沢山		

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、内田地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年八月二十四日から同年九月二十一日まで

三 縦覧の場所

むつ市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸和通信土木

二 代表者の氏名 畠山 義弘

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堀越字柳元一〇七の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五七七九号

五 取消年月日 平成二十二年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年七月十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ランドスケープ

二 代表者の氏名 盛 寿

- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林二六八の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六二九三号
- 五 取消年月日 平成二十二年七月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大同建設
- 二 代表者の氏名 田中 宗蔵
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四の一〇二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五一〇八号
- 五 取消年月日 平成二十二年七月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

上北地域県民局長 小林 巧 一

位置	延長	幅員	指定年月日
三沢市大字三沢字園沢三三一の二	三九・一メートル	六・〇〇メートル	平成三・七・二〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭